

運委参 第505号
平成24年1月27日

国土交通大臣
前田武志 殿

運輸安全委員会
委員長 後藤昇弘

エアーニッポン株式会社所属ボーイング式737-800型JA55AN
航空重大インシデントに係る意見について

本重大インシデントは、エアーニッポン株式会社所属の航空機が目的地である旭川空港付近を管制官の指示により降下中、地表面に接近したためEGPWSの警報が作動し、当該警報に従い運航乗務員が緊急操作を行ったことにより発生したものと推定される。同機が地表面に接近したのは、管制官がMVAを確認することを失念し、MVAよりも下の高度へ降下させたこと、同機の運航乗務員が東側の山岳地帯へ誘導されているとの認識がありながら、管制官の降下指示に対して、明確な確認を行わなかったことによるものと考えられる。

このため、当委員会は、本重大インシデント調査の結果を踏まえ、航空交通の安全を確保するため、国土交通大臣に対して、運輸安全委員会設置法第28条に基づき、下記のとおり意見を述べる。

なお、この意見を受けて何らかの措置を講じた場合は、その内容について通知方よろしくお取り計らい願いたい。

記

航空機に対してMVAより低い高度に降下させる管制指示を発出した場合、又は航空機がMVAより低い高度に降下した場合には、管制官がそのことに容易に気付くことができるよう、管制官を支援するシステムの導入を促進すること。